

1 地方公営企業法の適用について

(説明者：土木部長)

(1) 主な意見等

- 地方公営企業法適用の検討は市の方針として行っていたのか。
→ 平成19年に開催した主管会議で検討するとの方針がだされ、ここまで検討をしてきた結果、今回の会議で公営企業法適用を市の方針として位置づけるものである。
- 地方公営企業法適用による会計方式変更のメリットが大きいなら、来年度からすぐに適用することは出来ないのか。
→ 地方公営企業法適用による会計方式変更の前提として、資産調査に要する時間が必要なため、平成24年度から適用するものである。
- 地方公営企業法適用による会計方式変更について、県の認可などはないのか。
→ 県の認可は必要ないが、会計の設置及び財務規則の条令化が必要である。
- 地方公営企業法適用になると予算・決算において、議会のチェック機能は働くのか。
→ 予算は、市長が議会の承認を得て、決算は監査機関の監査を受け、議会に報告をし、承認を得ることになる。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認

2 財団法人相模原市みちの協会のあり方について

(説明者：土木部長)

(1) 主な意見等

- みちの協会の廃止により、財政的なメリットがあるとの説明だが、都市整備公社に事業を委託するなら、経費は同様にかかるのではないか。
→ 事業の経費は同等であるが、スケールメリットにより人件費などの削減が見込まれるため、財政的なメリットがある。
- 廃止に先立って県への届出は必要ないのか。
→ みちの協会理事会による解散の決議後に、県に届出を行うことになっている。
- 事業の運営方針は、継続・終了の判断も含めて、より相応しい引き継ぎ先を

再検討すること。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認

3 新しいバス交通基本計画の策定について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

- 本計画策定に当たって、さがみ縦貫道のインターチェンジが完成した場合の路線等は考慮しているのか。
→ 今回の計画は現時点での道路網をベースとしており、さがみ縦貫道インターチェンジ完成後の路線などは考慮していない。
- 本市が目指す広域交流拠点の形成として、町田市をはじめとした域外との交通網については考慮しているのか。
→ 今回の計画では域外との交通については主に鉄道が担うとの認識の基で策定を進めている。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認